

非上場株式の譲渡益に対するキャピタルゲイン課税



マレーシアではこれまで、不動産譲渡益または不動産会社の株式譲渡益に対する課税を除き、投資資産/資本的資産の譲渡益に対する課税は行われませんでした。

しかし、2023年12月29日の発表されたFinance (No.2) Act 2023によって非上場株式の譲渡益に対するキャピタルゲイン課税の導入が正式に決まり、2024年1月1日より施行されることとなりました。しかしその後、Income Tax (Exemption)(No.7) Order 2023 に基づきこの施行日が2024年3月1日へと延期され、2024年1月1日から2月29日までに発生した非上場株式の譲渡益に対しては引き続き非課税という取り扱いになっています。

今回新たに導入されたキャピタルゲイン課税の内容は以下の通りです:

| | 内容 |
|--------------|---|
| 課税対象となる資本的資産 | <ul style="list-style-type: none"> 非上場株式(不動産会社の株式も含むが、その場合不動産譲渡益税/RPGTは非課税となる) |
| 課税対象となる納税者 | <ul style="list-style-type: none"> 法人 有限責任事業組合 協同組合 信託機関(2024年1月1日から2028年12月31日まで免除) |
| キャピタルゲイン税率 | 2024年2月29日までに取得した対象資産 ➤ 譲渡益の10% または譲渡額の2% 2024年3月1日以降に取得した対象資産 ➤ 譲渡益の10% |
| 譲渡日 | <ul style="list-style-type: none"> 契約書あり- 契約締結日 契約書なし- 譲渡完了日 |
| 課税対象期間 | <ul style="list-style-type: none"> 譲渡が発生した賦課年度(YA) e-CKM formによる申告が必要 |
| 課税ベース | 譲渡額（売却額）が市場価格と一般的に判断されその金額をベースに税額計算が行われるが、歳入庁所長にその課税ベースを再計算する権限は与えられている |
| 関連費用の控除 | 対象となる資本的資産の取得や除却にかかる費用は控除が可能 |
| キャピタルロス | <ul style="list-style-type: none"> 発生したキャピタルロスは、将来の他の資本的資産譲渡益と相殺が可能 キャピタルロスは、最大10年間繰り越すことができる |
| 申告と納税 | <ul style="list-style-type: none"> 申告 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電子CKMフォームによる電子申告を譲渡日から60日以内に行う必要がある 納税 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 譲渡日から60日以内に納税が必要 譲渡取引関する記録は7年間保持する必要がある |
| 免除 | <ul style="list-style-type: none"> Bursa Malaysiaに承認されたIPOに関する譲渡益 同グループ内の組織再編成に関する株式譲渡益 ベンチャーキャピタルによる株式譲渡 |